

## 公立大学法人岐阜県立看護大学における教育研究資金の取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人岐阜県立看護大学(以下「法人」という。)における教育研究資金の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 教育研究資金の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この要綱によるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において教育研究資金とは、法人が設置する岐阜県立看護大学(以下「本学」という。)の学術研究活動及び教育研究活動のため、本学に予算措置された教育研究費、並びに科学研究費補助金を含め本学教職員が個人又は教員集団で取得した教育・研究に係る外部資金等とする。

### (責任と権限)

第4条 法人の教育研究資金を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び部門責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、教育研究資金の運営及び管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、教育研究資金の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学部長をもって充てる。
- (3) 部門責任者は、統括管理責任者を補佐し、各部門等における教育研究資金の運営及び管理に関する責任と権限を持つものとし、学部の各領域責任者、大学院研究科長、図書館長、看護研究センター長、事務局長及び学務研究部長をもって充てる。
- (4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部門責任者が責任を持って教育研究資金の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (教育研究資金の適正使用を推進する組織)

第5条 教育研究資金を適正に運営・管理に関する事務は、公立大学法人岐阜県立看護大学法人運営規程(平成22年規程第62号)第2条別表に規定する人権・倫理対策会議(以下「会議」という。)において所掌する。

2 会議の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

### (不正防止計画の推進)

第6条 最高管理責任者は、会議で策定し、理事会で決定した不正防止計画について、総括管理責任者に実施を指示する。

- 2 総括管理責任者は、各部門責任者を指揮し計画を実施する。
- 3 統括管理責任者は、不正防止計画の実施状況について、逐次、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、その実施について、統括管理責任者及び各部門責任者に対して改善を命ずる。
- 5 統括管理責任者は、不正防止計画の実施が完了したときは、最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 前項の報告を受けた最高管理責任者は、報告内容が不相当と認める場合には、統括管理責任者に対し改善を求めることができるものとする。
- 7 最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に違法行為や不正が行われないように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

### (内部監査)

第7条 最高管理責任者は、教育研究活動における不正行為を防止するために、業務及び経理処理について調査(以下「内部監査」という。)を実施することができる。

2 内部監査に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(相談窓口の設置)

第8条 法人における教育研究資金に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、総務企画課に相談窓口を置く。

2 相談窓口は、法人における教育研究資金に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、法人における効率的な教育研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第9条 法人における教育研究活動等の不正行為に適切に対応できるようにするため、通報窓口を置く。

2 通報窓口責任者は、総務企画課長をもって充てる。

3 通報窓口責任者は、不正行為に関する通報を受けたときは、すみやかに統括管理責任者に報告する。

4 統括管理責任者は、当該報告を受け次第速やかに、最高管理責任者に当該事案を報告する。

5 その他通報窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(検収確認業務窓口の設置)

第10条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、事務局に検収確認業務窓口を置く。

2 検収確認業務窓口で検収を行う職員及び事務の範囲は、公立大学法人岐阜県立看護大学契約事務取扱規程(平成22年規程第52号)第14条の規定による。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、教育研究資金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。